

第4章 緑化重点地区

第4章

緑化重点地区

1 | 緑化重点地区の設定

緑の基本計画の実現にあたり、今後、本市が目指す公園緑地、緑の目標や緑づくりを具体的に明らかにするため、以下を緑化重点地区として設定します。また、次頁の「緑化重点地区の緑づくりの方針」に示すとおり、整備の方針について検討していきます。

緑化重点地区は、緑の基本計画が示す基本理念、基本方針に沿い、地区設定のための指標の内、「駅前等都市のシンボルとなる地区」である「北・中央地区」としました。

表21 緑化重点地区の対象となる要因（「新編 緑の基本計画ハンドブック 平成19年社団法人日本公園緑地協会」を参考）

- ・ 駅前等都市のシンボルとなる地区
- ・ 特に緑の少ない地区
- ・ 風致地区などで都市における風致の維持・創出が特に重要な地区
- ・ 避難地の面積が十分でない等防災上課題があり、緑地の確保及び市街地の緑化を行う必要性が特に高い地区
- ・ 緑化の推進の住民意識が高い地区
- ・ 市街地再開発事業等の予定地区
- ・ 緑化協定の締結の促進等により良好な住宅地の形成を促進する地区
- ・ 都市公園を核として都市住民の憩いの場の創出を図る地区
- ・ 公共施設と民有地の一体的な緑化及び景観形成により良好な環境の保全及び創出を図る地区
- ・ ヒートアイランド現象の緩和等都市環境の改善が必要な地区

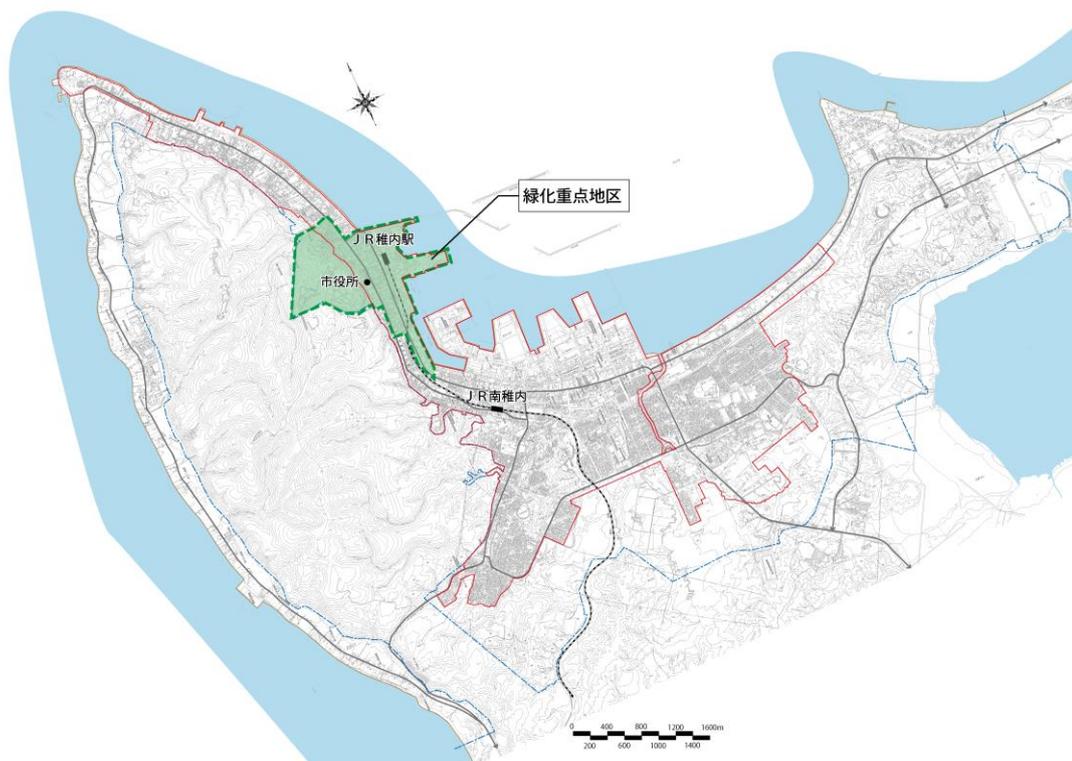


図34 緑化重点地区の位置

2 | 緑化重点地区の緑づくりの方針

1) 地区の特性と課題

具体的な緑化重点地区は、北・中央地区のJR稚内駅を中心とした中心市街地地区とします。

地区の現況としては緑の骨格となるべき道路に街路樹が設置されておらず、うるおいが感じにくい状況となっています。

今後は、キタカラ、稚内港及び中央地区商店街などについて、「まち」と「みなと」が一体となった賑わいのあるまちづくりにふさわしい緑化形成を図る必要があります。

JR稚内駅周辺の環境整備に合わせ、緑化の推進などにより地区のうるおいを高め、本市の顔づくりを進める必要があります。

2) 緑づくりの方針

①公園緑地の整備

既存の中央公園の機能を維持し、北・中央地区の中心となる公園を確保します。

商店街の街区*更新や空き地活用にあわせ、修景やポケットパークの確保を図ります。

JR稚内駅周辺と稚内フェリーターミナルと連絡するなど、「まち」と「みなと」が一体となった賑わいを創出するために、「稚内市中心市街地周遊動線計画」(H23.3)から以下の緑のネットワーク形成を図ります。

・樺太・稚泊歴史の街ルート

JR稚内駅から北埠頭緑地、北防波堤ドームを通り、歴史的由緒のある神社を経由し、駅前通を通過してJR稚内駅に戻るルート

・サハリン・最北花の街ルート

JR稚内駅からサハリンの玄関口となるフェリーターミナル、市役所・総合文化センター、中央商店街を巡り、JR稚内駅に戻るルート

主要な経路となるフェリーターミナル～市役所間(中央8条通)は、緑化や花づくりによる「香りゃんせコミュニティガーデンづくり」の取り組みがあり、快適に歩ける空間づくり

・副港・水産の街ルート

JR稚内駅から駅前通、中央商店街を抜け、旧瀬戸邸を通り、真言寺の沢川、副港市場をまわったあと、第一副港の海を眺めながら、国道40号(長期的には副港通りの快適な通行環境の実現も想定)を通過してJR稚内駅に戻るルート

稚内公園旧スキー場について、市民参加による植樹を推進していきます。稚内公園の入り口部分から百年記念塔へ向かう園路や、観光スポットへの桜の植栽による環境整備を進め、観光拠点としての機能充実を図ります。

こどものくに跡地は、観光拠点、稚内霊苑をつなぐ、眺望をいかした市民の憩い・交流の場づくりを進めます。

②道路の整備

J R 稚内駅、中央公園、北埠頭緑地、北防波堤ドーム、水夢館などの歩道及び建築敷地内の緑をネットワークし、歩いて楽しい都市空間を形成します。

国道 40 号など J R 稚内駅周辺の道路については、駅前広場の環境整備と調和したうらおいのある道路空間を形成するため、街路樹の充実など歩道を含む修景化を進めます。

③住民参加の緑づくり

住民、事業者などの参加で緑のうらおいづくりを促進する必要があります。

中心市街地部の緑化については、民間事業者と協議しながら他地区より緑のボリュームに配慮した建築敷地の緑化を推進します。

緑化の手法としては、例えば建築確認申請時に敷地に対する緑化率の規制などの緑化協定を検討することが考えられます。

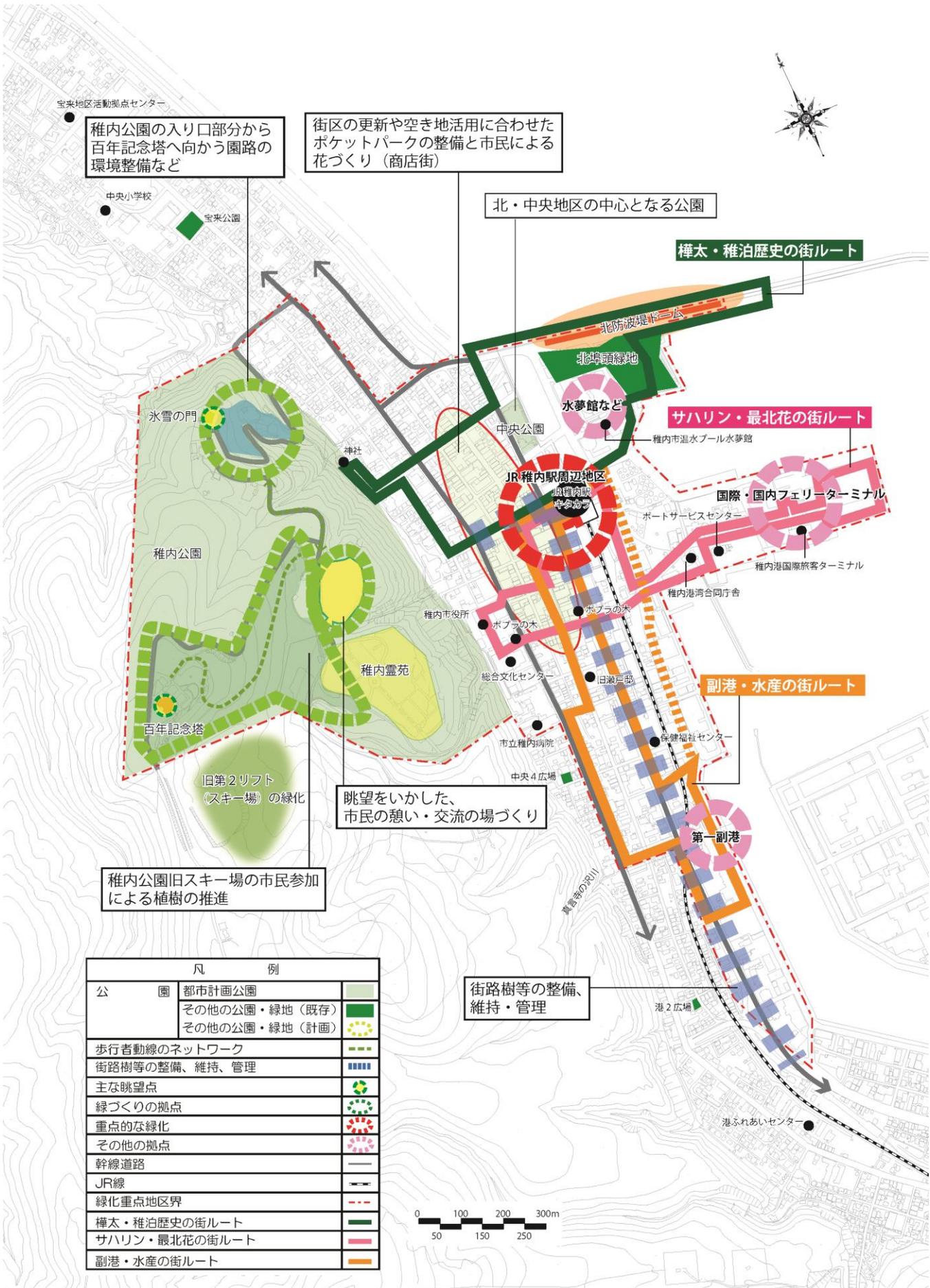


図35 緑化重点地区の整備方針